

市会議第1号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年5月17日提出

提出者 市会議員 井上よしひろ ほか15名  
( 各 派 世 話 人 )

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「文化環境委員会」を「環境福祉委員会」に、「文化市民局」を「保健福祉局」に改め、同項第3号中「教育福祉委員会」を「文教はぐくみ委員会」に、「保健福祉局」を「文化市民局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会の名称及び所管を改める必要があるので提案する。